

○少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについて(通達)

(平成 27 年 6 月 8 日岡少第 200 号警察本部長例規)

改正 令和 5 年 6 月 26 日岡少第 166 号

各部長
首席監察官
総務統括官
各所属長

平成 27 年 6 月 1 日をもって少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 60 号)第 1 条の規定により少年院法(昭和 23 年法律第 16 9 号)が廃止され、同日から少年院法(平成 26 年法律第 58 号。以下「院法」という。)及び少年鑑別所法(平成 26 年法律第 59 号。以下「鑑法」という。)が施行されたことに伴い、少年院又は少年鑑別所(以下「少年施設」という。)から逃走等の事故が発生した際に必要な協力態勢を構築することができるよう、平素から少年施設との緊密な連携に努めるとともに、下記に留意の上、逃走者、少年院の院外委嘱指導若しくは外出若しくは外泊の場合において少年院の長が指定する日時までに少年院に帰着しなかった者又は災害時の避難のために解放された者であって避難を必要とする状況がなくなった後速やかに少年施設若しくは少年施設の長が指定した場所に出頭しなかった者(以下「連れ戻すべき者」という。)の連戻しのことに関して遺漏のないようにされたい。

なお、少年院又は少年鑑別所からの逃走者の連戻しについて(昭和 30 年 8 月 19 日岡防第 1759 号例規)は、廃止する。

記

1 少年施設の長からの連戻しのための援助の求め及びそれに基づく警察の手配

(1) 少年施設の長からの連戻しのための援助の請求は、連れ戻すべき者 1 人ごとに連戻援助請求書により、当該少年施設の所在地を管轄する都道府県警察の長(以下「警察本部長」という。)宛てにされる。

なお、緊急を要する場合には、電話その他適当な方法をもって最寄りの警察署長を通じて援助を求められ、可及的速やかに警察本部長宛ての連戻援助請求書が送達される。

連戻状が連戻援助請求書発送前に発付されている場合はこれに添付され、連戻援助請求書発送後に送付された場合は連戻状送付書により送付される。ただし、発付された連戻状が 1 通の場合は、連戻援助請求書にその内容が附記され、連戻状発付通知書により通知される。

連戻援助請求書、連戻状及び連戻状発付通知書は、当該少年施設の所在地を管轄する警察署長を通じて送達される。

- (2) 連戻援助請求を受けた警察本部長は、必要な範囲の所属警察官に、その内容を伝達するものとする。

警察本部長は、連戻援助請求を受けた連れ戻すべき者の立回り予想地域が他の都道府県警察の管内にある場合その他その所属警察官のみをもっては不足しないと認められる場合においては、他の都道府県警察の警察本部長に対して、連戻援助請求の内容を伝達するものとする。

少年施設の長から連戻援助請求に関する電話等の連絡を受けた警察署長は、緊急を要し警察本部長にその内容を報告するいとまのない場合においては、直ちに必要な警察署長にその連戻援助請求に関する内容を伝達し、事後速やかに警察本部長にその旨を報告するものとする。

- (3) 連戻援助請求の伝達は、「少年院(又は少年鑑別所)連戻対象者手配」等とし、その事態に応じて電話その他適当な方法によって、その連れ戻すべき者について次に掲げる事項を迅速的確に通知して行うものとする。ただし、急速を要する手配については、必要な事項をまず通知し、その他の事項を速やかに追加して通知しても差し支えない。

ア 氏名、年齢、生年月日、性別及び本籍(外国人にあつては国籍)

イ 少年施設の名称

ウ 連戻援助請求の年月日

エ 収容前の住所又は居所、帰住予定地

オ 連れ戻すべき事由

カ 収容前の職業

キ 身長、体重、頭髪その他人相及び身体の特徴、着衣並びに所持品

ク 少年施設収容の事由(事件名)及び逃走中罪を犯すおそれの有無

ケ 逃走(不帰着・解放)の日時及び場所

コ 予想される立回り先

サ 少年施設の長が希望する連れ戻し場所

シ 連戻状が発付されているときは、発付の年月日、有効期間。発付されていないときは、その請求の有無

ス その他参考事項

2 少年施設の長から連戻しについて援助を求められた警察官の権限

- (1) 少年施設の長から連戻しについて援助を求められた警察官は、少年施設の職員と独立して当該連れ戻すべき者を連れ戻す権限を有する。
- (2) 逃走した時(連戻援助請求書に記載された逃走の日時)又は少年院の院外委嘱指導若しくは外出若しくは外泊からの帰着日時として少年院の長が指定した日時(以下「逃走等をしたとき」という。)から48時間以内は、連戻状の発付がない場合にお

いても連戻しに着手することができるが、逃走等をしたときから 48 時間を経過した後は、連戻状が発付されていなければ、連戻しに着手することはできない。

なお、逃走等をしたときから 48 時間以内に連戻しに着手した後、連戻しを継続する間に 48 時間を経過した場合は、連戻状によることを要しない。

(3) 災害時の避難のための解放後に避難を必要とする状況がなくなった後に当該者が少年施設又は少年施設の長が指定した場所に出頭しないときは、連戻状が発付されていなければ、連戻しに着手することはできない。

(4) 連戻状により連戻しに着手する場合は、本人にこれを示して行わなければならない。ただし、連戻状を所持しない場合においても、急速を要するときは、連れ戻すべき事由及び連戻状が発付されている旨を告げて、連戻しに着手することができる。この場合において、できる限り速やかに連戻状を示さなければならない。

(5) 連戻しに着手した警察官は、連戻着手報告書(別紙様式)を作成し、これを所属長に提出するものとする。

(6) 連戻しに当たりやむを得ない場合においては、必要最少限度の期間、警察の保護室に収容することができるが、留置場の使用は認められない。

3 警察官が連れ戻すべき者を連れ戻す場合におけるその者の身柄の引渡し

(1) 警察官が連れ戻すべき者の連戻しに着手した後は、速やかに当該者について手配した警察を通じて、連戻援助請求をした少年施設の長にその旨を連絡するとともに、連れ戻すべき場所に連行して、当該場所において少年施設の職員に身柄を引き渡すものとする。ただし、連れ戻すべき場所が遠隔の地にあるなどやむを得ない場合は、最寄りの少年施設又は刑事施設(留置場は含まない。)に仮に収容するものとし、当該施設に連行して当該施設の職員に身柄を引き渡すものとする。

なお、連絡打合せの上、警察の保護室(留置施設に設置された保護室を除く。)に収容するなどの措置を講じて少年施設等の職員の引取りを待って身柄を引き渡すこととすることができる。

身柄の引渡しについては、その引渡しの年月日時、場所及び引渡しを受けた者の所属官職氏名を適宜な書面で明らかにし、その記名押印を受けておくものとする。

(2) 連戻状を所持して連戻しに着手した場合は、連戻しをした者が、連戻しに着手した場所、年月日時等をその連戻状に記入し記名押印をして、その者の身柄の引渡しとともにこれを引渡先に引き継ぐものとする。

連戻状を所持しないで連戻状による連戻しに着手した場合及び連戻状によらないで連戻しに着手し、最寄りの少年施設又は拘置所に仮に収容するものとした場合においては、その者の身柄の引渡しとともに連戻着手報告書の写しを引渡先に提供するものとする。

4 少年施設の長からの連戻援助請求の取消し及びそれに基づく警察の手配解除

(1) 少年施設の長が連戻援助請求を取り消すときは、直ちにその旨を援助を求めた警察官に電話その他適切な方法により連絡した上で、連戻援助請求取消書により通知される。

連戻援助請求取消書の宛先及び送付先は、連戻援助請求の場合に準じる。

(2) 連戻援助請求を取り消す旨の通知を受けた警察本部長は、連戻援助請求を受けてその伝達をする場合に準じ、「少年院(又は少年鑑別所)連戻対象者手配解除」等として、以下の事項を速やかに手配をした先へ伝達するものとする。

ア 手配の年月日

イ 連戻対象者の氏名及び年齢

ウ 手配解除の理由

エ その他必要事項

(3) 連戻状が警察へ送達されている場合において、その連戻状の有効期間が経過し、又は連戻援助請求の取消しとなされたときには、警察本部長はこれを請求した少年施設の長に返付するものとする。

5 院法又は鑑法の規定により連れ戻すことができない者

勾留状、收容状その他のその者の法的地位に応じた令状により收容する者については、逃走等をしたときから 48 時間を経過した後は、院法又は鑑法の規定による連れ戻しをすることができない。

6 その他

(1) 少年施設から逃走した者に逃走罪が成立する場合は、連戻援助請求を受けているときであっても少年の連れ戻しの着手前に逮捕することができる。この場合において、少年を逮捕するときは、事案の態様等に応じた適切な判断をするものとする。

(2) 少年施設から逃走した者に逃走罪が成立しない場合であって、連戻援助請求を受けていないときは、本人の自発的な出頭を図るなどの措置をとるとともに、直ちにその者の收容されていた少年施設に発見の旨を連絡して、事後の措置について打合せを行うものとする。

(3) 連戻援助請求があった連れ戻すべき者について、逃走罪を含む犯罪容疑があつてその者を逮捕し身柄を送致したときは、手配をした警察を通じて連戻援助請求をした少年施設の長に、その状況を連絡するものとし、その者について連戻状の送達を受けている場合は、これを返付するものとする。

7 文書の保存期間

連戻着手報告書は、作成した警察署において 1 年間保存するものとする。

別紙様式

連戻着手報告書

[別紙参照]